

第 18 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年足立区条例第
60 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 中「前条第 6 項」を「第 7 条第 6 項」に、「第 3 条第 2 項」
を「第 3 条第 3 項」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の
1 条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第 7 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1
10 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により
同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業
法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。
以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者につ
き定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月
額に、勤務時間条例第 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤
務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た
額とする。

第 20 条第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員
等及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第 22 条中「再任用短時間勤務職員にあっては、その額に同項に規定
する勤務時間を同条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間で
除して得た」を「次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に
定める」に改め、同条に次の各号を加える。

（1） 育児短時間勤務職員等 勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定す

る勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

- (2) 再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

第24条第1項第1号から第3号までの規定中「休職された」を「休職にされた」に、「休職期間」を「休職の期間」に改め、同項第4号中「休職された」を「休職にされた」に改め、同条第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

育児短時間勤務制度の実施に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。